

# 中村茂氏収集黒沢家文書 解題

## 1. 文書群名

中村茂氏収集黒沢家文書

## 2. 伝存地

群馬県多野郡神流町大字神ヶ原

## 3. 資料形式

古文書、画像データ

## 4. 数量

41 レコード（文書番号はNo.1～41 迄）

## 5. 年代

元禄 15 年（1702）12 月 19 日～明治 26 年（1893）10 月 26 日

## 6. 地名

甘楽郡神原村かがはら／南甘楽郡神ヶ原村（明治 11 年～）／南甘楽郡中里村大字神ヶ原（明治 22 年～）／多野郡中里村大字神ヶ原（明治 29 年～）／多野郡神流町大字神ヶ原（平成 15 年～）

## 7. 管轄

幕府領／岩鼻県（明治元年～）／第一次群馬県（明治 4 年～）／熊谷県（明治 6 年～）／第二次群馬県（明治 9 年～）

## 8. 伝来

本文書群は、中村茂氏が古書店から購入した文書 41 点であり、令和 3 年 4 月に高崎市立中央図書館に寄贈された。この 41 点は、現在

高崎市立中央図書館に収蔵されている江戸時代に甘楽郡神原村（現多野郡神流町）の名主や山中領の割元などを務めた神原村の黒沢家に伝来した約 2000 点の文書群「山中領神原村黒沢家文書」と同一出所である。但し、「山中領神原村黒沢家文書」は昭和 20 年代の調査時には「御用書物箱」という箱の中に入っていた分の文書群であり、昭和 29（1954）年 3 月 15 日～4 月 2 日にかけて群馬大学学芸学部史学研究室が調査し目録作成を行い（No.1～576）、昭和 51 年 7 月 12 日～20 日にかけて群馬県史編さん室が調査し目録の追加（No.577～896）が行われている。この「山中領神原村黒沢家文書」は、高崎市立中央図書館に寄贈された。

中村氏の収集した 41 点はこれとは別に黒沢家に伝来していた文書の一部と考えられる。なお、現時点での神原村黒沢家文書の全体の概要や山中領については「山中領神原村黒沢家文書」の解題を参照のこと。

## 9. 地域の概要

「山中領神原村黒沢家文書 解題」を参照のこと。

## 10. 文書群の特徴

江戸時代の山中領とは、上野国甘楽郡に属した神流川沿いの現在の多野郡神流町・上野村の地域であり、ほぼ幕府直轄領であった。

「下山郷」（旧万場町）・「中山郷」（旧中里村と旧万場町の一部）・「上山郷」（上野村）の 3 郷に区分され、天和 3 年（1683）～宝暦 9 年（1759）迄は領内に 2 名の割元を置いていた。この内の 1 名を中山郷の神原村黒沢家当主がほぼ世襲し、山中領で割元制が廃止された後も神原村名主などを務めた。また、同家当主円造は明治前半期には神ヶ原村連合戸長や中里村初代村長なども務めている。

本文書群はこの神原村黒沢家に伝来した文書の一部であり、その総点数は 41 点である。

最も古い文書は元禄 15 年（1702）12 月 19 日の「国境入目三ヶ郷

之目録」(No.40)である。この文書は元禄上野国絵図作成時において、それ以前の「古国絵図」には上野国山中領の一部が武蔵国分となっていたため上野国山中領村々と武蔵国秩父郡村々の間で国境争論(上・武州国境争論)となった際に幕府より派遣された「御検使」の諸費用を前述の山中領の上・中・下3カ郷で分担した際の上書である。

次に古いのは年不詳ではあるが、寛政3年(1791)～天保初年迄黒沢家当主であった黒沢覚太夫(定重)に関係すると推定されるNo.1～14迄の14通の書状がある。このうちNo.13を除く13通の差出人(「古田瀧之丈」など)はすべて幕府旗本「戸川弾正」(禄高5000石・交代寄合)の家臣と考えられ(No.12)、内容はいずれも「金子返済」猶予願や期限までに返済できない旨の詫状である。このうちNo.1～8迄の宛先「黒沢覚太夫」は、対馬藩家臣村家から黒沢家に養子に入った「定重」(山中領神原村黒沢家文書No.658)と推定される。定重は「瓢亭百成(ひょうていひゃくなり)」を名乗る文人でもあった。

また、No.9～12の宛先の「軍治(次)」はNo.12の書状では「宗対馬守様御屋敷ニ而旅宿」しており、文中に「祖父様へ粗品差上依頼」とあることから定重の孫と推定できる。これらは定重晩年の書状類と推定でき(No.13の宛「黒沢御隠居」も定重と思われる)、黒沢覚太夫(定重)が旗本戸川弾正家へ貸金を行い(金額は不明)その返却が滞っていたことを示す書状と考えられる。

明治4年(1871)3月14日の「差上申済口証文之事」(No.37)は、下奈良村(現埼玉県熊谷市)の栗原半三郎から黒沢覚一郎(この覚一郎は後述する円造と同一人物と推定される。「山中領神原村黒沢家文書 解題」参照)が訴えられた貸金滞り訴訟を内済にした証文であり、滞高は金1260両に及んでいる。

No.32の領収書を除くNo.15～33迄の「辞令」「褒状」類は、幕末から明治20年代迄の黒沢家当主黒沢円造のものであり、同人が明治8年2月25日に「七等郵便取扱役」を辞任(No.15)してから、千葉県官吏を経て、明治19年7月19日に「南甘楽郡神ヶ原村外三ヶ村戸

長」を免職になる頃迄のものであり、円造の明治期の職歴が判明する。その他の文書は明治期の書状や領収証などであり、年代の判明する最も新しいのは明治26年10月26日の領収書(No.35)である。

## 11. 検索手段

本目録

## 12. 関連資料

- ・同一出所の文書としては、当館が所蔵する「山中領(神原村)黒沢家文書」を参照のこと。
- ・山中領下山郷万場村(現神流町・旧万場町)で割元名主などを務めた「黒沢八右衛門家」の文書の一部については、群馬県史編さん時の写真焼付資料が群馬県立文書館で閲覧可能。目録は『群馬県史収集複製資料目録・第2集』(群馬県立文書館、1995年3月刊)所収No.43-4-1黒沢建広家文書。
- ・山中領上山郷檜原村(現上野村)で御林守などを務めた「黒沢治部右衛門家」の文書の一部については、群馬県史編さん時の写真焼付資料が群馬県立文書館で閲覧可能。目録は『群馬県史収集複製資料目録・第2集』(群馬県立文書館、1995年3月刊)所収No.45-2-1黒沢馨家文書。
- ・山中領上山郷乙父村(現上野村)の「黒沢丈夫家文書」については、『群馬県立文書館収蔵文書目録 15 多野郡上野村乙父黒沢丈夫家文書』(1997年刊)などがあり、群馬県立文書館で閲覧可能。

## 13. 参考文献

「山中領神原村黒沢家文書 解題」を参照

## 14. 利用上の留意点

- ・史料の閲覧を希望する場合は、事前に中央図書館市史担当へ相談してください。